

子ども医療費助成制度の創設を求める意見書

去る8月29日に厚生労働省が発表した今年上半期の出生数によると、前年同期比3.6%減の約37万1千人、2年連続の40万人割れの結果となり、少子化に歯止めがかからない状況が続いている。こうしたなか、政府は本年6月「こども未来戦略方針」を発表し、異次元の少子化対策の実現に向け、今後3年間集中的に取り組む「加速化プラン」において、具体的な施策が明示されたが、同方針の中では、こども・子育て政策の課題として、少子化の背景のひとつには子育てや教育にかかる費用負担が挙げられている。現在、多くの地方自治体においては子ども医療費の助成制度をはじめ、様々な子育て支援施策を実施しているものの、長引く新型コロナウイルス感染症による影響も重なり、子育て世代の経済的な不安は今なお続いている。こうした子育て世代の生活困窮や子どもの貧困が懸念される中、子育ての大きな不安の一つに子どもの健康がある。子どもは抵抗力が低く、病気にかかることもあるため、医療費を心配することなく、病気の早期治療と治療の継続を支え、すべての子どもの健やかな成長を保障することがますます重要となっている。

これまでの取り組みで自治体を実施する子ども医療費助成制度は、対象年齢を18歳年度末までとする自治体が、入院・通院とも4割を超えるなど大きく拡充されてきたが、自治体によって制度内容に違いがあり、地域による格差が生じている。

一方で、どこに生まれ、どこに住んでも、すべての子どもに医療が平等に保障されるよう、全国知事会においても国による制度の創設を要望しているところであり、子ども医療費助成制度を国において創設することが求められている。また、成長期にある子どもの病気の早期治療と治療の継続を確保する上で、受診抑制が発生しない形で子ども医療費無料制度の実施が必要である。更に、2018年には、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とした成育基本法が全会一致で成立した。

以上のことから、医療を必要とする子どもたちに適切な医療が提供され、子どもたちの健やかな成長のために、18歳年度末までの子どもを対象とし、所得制限なく、医療費の自己負担及び医療機関等の窓口払いを撤廃とする子ども医療費助成制度の創設を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和5年9月28日

川口市議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
様